**韮崎市地域情報発信センター**

**感染拡大予防ガイドライン**

韮崎市地域情報発信センター指定管理会社

株式会社まあめいく

代表取締役　星野　次夫

**【 ３密の回避 】**

1. **換気設備の設置等（「密閉」の回避）**

・ビル管理法の対象施設にて、法に基づく空気環境の調整に関する基準が満

たされているか確認するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を

適切に行う。

**② 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）**

●入場者の制限などにより混雑度を管理する。

　・販売・観光案内スペースの入場者数を30人までに制限する。

　・飲食スペースの利用人数を最大17人までと制限する。

●動線の工夫やイベントの制限などにより施設内で過度に人が密集する機会を減らす。

　・レジ前に最低1ｍ対人距離を確保する為の誘導線を設け、整列時の間隔を

確保する。

　・集客の為のイベントを当面の間、自粛する

**③ 人と人との距離の確保（「密接」の回避）**

●最低１ｍの対人距離を確保する。

・近距離での会話や発声を避け、最低1ｍの対人距離を確保する。

●人と人とが対面する場合は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

　・レジは、透明ビニールカーテンで遮蔽するとともに、誘導線で整列時の人と人との間隔を確保する。

●近距離での会話や発声を避ける。

・飲食スペース利用時は38席から17席に減らし、机1卓に対し席を横一列(机1脚に2人掛け)とし、向かい合わないようにする。

**【 その他の感染防止対策 】**

**④ マスクの着用**

●マスク着用について、従業員が遵守するとともに、利用者にも張り紙等で周知する。

・従業員はマスクを必ず着用するとともに、利用者はマスクの着用なき場合は

　入館をお断りする。

**⑤ 手洗い・手指消毒**

●従業員は定期的に、利用者は入場時に、手指消毒、手洗いを実施する。

　・入口に消毒設備を設置して、利用者の手指消毒を促す。

・従業員は、業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用

後などには必ず手指を消毒する。

**⑥ 体調チェック**

●従業員に対して、業務開始前に検温・体調確認を行う。

　・従業員は出勤前に検温・体調確認を行う。

　・軽度の発熱や風邪症状がある場合には、出勤を停止する。

●入場者に対して、体調確認を張り紙等で周知する。

・入館者に対して、発熱、風邪症状、嘔吐、下痢等の症状がある場合は入館

をお断りする。

**⑦ トイレの衛生管理**

●不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、定期的に清拭消毒を行う。

・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。

**⑧ 休憩スペースのリスク軽減**

●一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。

**⑨ 清掃・消毒**

●他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的に清拭消毒する。

　・不特定多数の人が接触する場所（机、椅子の背もたれ、自動ドアの開閉ボ

　　タン、電話、キーボード、電気のスイッチ、レジ、自動販売機等）は定期的に清拭消毒を行う。

・飲食スペースの机・椅子等は、クリーンタイムを設け定期的に消毒を行う。

**【 施設ごとの注意点等 】**

**⑩ チェックリストの作成・確認**

・各項目についてチェックリストを作成し、毎日の確認を行う。

以　上